生活道路の法定速度が変わります!

回覧

令和8年9月1日から

生活道路は 最高30km/h

60 km/h → 30 km/h

地域のみなさんが、毎日利用する「生活道路」の安全を守るため、
法定速度が引き下げられます。

「生活道路」ってどんな道路?

主に地域住民の日常生活に利用される、
中央線や車両通行帯などがない
比較的狭い道路です。

住宅地や通学路など、歩行者や自転車の
通行が多い道路では、特に安全運転をお願いします。

運転するみなさんへ

- 速度を抑えて、ゆとりある運転を
- 歩行者・自転車の飛び出しに注意
- 子どもや高齢者の動きに注意
- 雨・雪・霧など、天候に応じて さらに減速
- 見通しの悪い交差点やカーブでは 十分に注意

⚠ 「30km/hだから大丈夫」ではありません。
道路状況や天候、周囲の状況に応じた
安全な速度で走行しましょう。

⚠ すべての道路が30km/hになるわけではありません

- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路などは、今回の法定速度引下げの対象外です。
- 道路標識等で最高速度が指定されている場合は、その指定速度が最高速度となります。

中央線や車両通行帯がある道路
(対象外)

最高速度が指定されている道路
(指定速度が適用)

道路標識を
よく確認して、
安全運転を
お願いします。

交通安全は、
みんなの思いやりから。

今金町役場　くらし安心課

防災・住民生活グループ

※交通安全・生活安全に関する業務は、
今金町役場くらし安心課が担当しています。